令和８年（フ）第２０４号
群馬県高崎市元紺屋町16番地１　ダイアパレス高崎中央706号
債務者　池田　憲彦
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２０５号
群馬県高崎市金古町1458番地３　カサベルテ王塚201号
債務者　髙橋　弘照
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１３７４号
さいたま市見沼区春野１丁目５番５―202号
債務者　秋庭　惠子
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４４４号
さいたま市西区西大宮４丁目47番地13　フィオーレ102号
債務者　下垣内亮祐
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４４５号
さいたま市西区西大宮４丁目47番地13　フィオーレ102号
債務者　下垣内今日子（旧姓小川）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４６６号
さいたま市西区大字植田谷本109番地１
債務者　玉井　　宏
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５０４号
埼玉県川口市大字安行領根岸1137番地の19　ウェルネス根岸
債務者　藤井　優斗
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５０７号
さいたま市岩槻区宮町１丁目３番14―101号
債務者　上野　道夫
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５６０号
埼玉県川口市青木３丁目12番９号　青木ヴィレッジ101号
債務者　今泉　清美
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４４５号
埼玉県三郷市三郷１丁目27番地３　ヴィラ・カトー403
債務者　田中　　希
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６５号
埼玉県越谷市北越谷４丁目６番15号　ジュネパレス北越谷第５　202
債務者　小茂田稔幸（旧姓丸谷）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５６５号
埼玉県草加市花栗３丁目15番15号
債務者　瀬谷　美佳
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
埼玉県川越市新宿町２丁目10番地５　（パールハイツ川越301号室）
債務者　杉浦　正和
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６５４号
埼玉県川越市砂新田２丁目３番地２　（マルハンダイヤモンドマンション401号室）
債務者　渡邉　裕行
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９５号
埼玉県熊谷市箱田７丁目３番３号
債務者　齊藤恵美子
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１６４号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目17番12号　シーサイドガーデン七里ガ浜N106号
債務者　小杉三千代
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５５号
横浜市都筑区茅ケ崎中央42番26―304号
債務者　九嶋　　豊
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部